

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 1 月 31 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0131 第 3 号」にて、下記項目の検体検査実施料が平成 30 年 2 月 1 日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

## 「検査実施料」の新規収載

## ●実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
24	遊離カルニチン	酵素サイクリング法	95	生化学 I 144	※
24	総カルニチン	酵素サイクリング法	95	生化学 I 144	

[注]

- ※：ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」LD アイソザイム 1 型の所定点数に準じて算定する。  
イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。  
ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に 1 回を限度として算定する。  
エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi 症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6 月に 1 回を限度として算定する。  
オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。  
カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。